

市川市職員措置請求書に係る監査結果の公表

令和2年2月13日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された市川市職員措置請求書に係る監査結果について、同条第4項の規定により別紙のとおり公表します。

令和2年3月31日

市川市監査委員

同

同

同

菅原卓雄

白土英成

稲葉健二

宮本均

市川市職員措置請求に係る監査結果

令和2年3月31日

市川市監査委員

請求人は、令和 2 年 2 月 13 日、市川市監査委員に対し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により市川市職員措置請求書で監査を請求し、これに対し、同監査委員は、同月 18 日、本件請求については同条所定の要件を備えているものと認め、適法なものとして監査を実施することとした。

第 1 請求人

住 所 市川市南八幡 4-10-8
氏 名 田中 甲

第 2 請求人の請求

1 請求の要旨（原文のまま）

村越祐民市川市長（以下「市長」という。）は、市川市と株式会社電通（以下「電通」という。）との間で、相互に密接な連携を図り、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域社会の発展及び市民サービスの広報に資することを目的として、都市の魅力に関することその他目的を達成するために必要な事項に関することについて、「市川市と株式会社電通との連携等に関する協定」を平成 31 年 4 月 10 日に締結した。

また、市長は、同じく市川市と電通との間で、「いちかわ未来創造事業の PR 等に関する包括的支援委託」契約（以下「本契約」という。）を、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約（以下「2 号随意契約」という。）により、令和元年 5 月 20 日に締結した。本契約の委託期間は令和元年 5 月 20 日から令和 2 年 3 月 31 日まで、委託金額は 29,887,000 円（したがって消費税及び地方消費税額を除いた本体価格は 27,170,000 円）である。

本契約が 2 号随意契約によることの理由について、契約締結伺（別添資料 1）にも添付されている執行伺（別添資料 2）にある選定業者に関する書面によれば、電通を選定した理由として、国内最大手の広告代理店であること、自社でスタートアップ支援プログラムを手掛けていること、国内外に広くネットワークを有していることのほか、イノベーションパートナーシッププログラム（IPP）に参加していることから、こうした企業と協力関係を築くことで地域課題の本質的解決とそのプロセスの発信が可能となる旨が挙げられている。

しかし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約（以下「2 号随契」という。）は、契約の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」であることを要件としている。前述の電通を選定した理由では、本契約の相手方と

して電通が適格性を有することは述べられているが、それが電通 1 社のみであることは必ずしも説明されていない。

市川市がシティセールスに精力的に取り組む姿勢は、執行同一式に含まれている仕様書の記載からもうかがい知ることができる。しかし、地方自治体の立地条件や産業・観光資源等といった実情は多種多様であって、今般、各自治体では様々な関係者が様々な手法で当該自治体の魅力を発掘し、これをアピールすることに取り組んでいることからすれば、シティセールスの取り組みは広汎にして多彩であると考えられる。ゆえに本契約も「包括支援」を委託内容としているのではないか。であるならば、特定者のノウハウに依存するよりも、むしろ広くアイデアを募り、競争と取捨選択の中で進めるほうが、本契約の内容との親和性は高いものと考えられる。

したがって、本契約は、その性質又は目的が競争入札に適しないとはいえ、これを随意契約の方法で締結したことは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に違反していると言わざるをえない。

また、本契約の締結に先立つ契約締結伺は令和元年 5 月 16 日に起票、同月 20 日（本契約の締結年月日と同日）に起案されている。これに添付されている予定価格調書、電通から提出された見積書及び電通宛ての見積依頼書（案）によれば、本契約の予定価格は 29,999,200 円、入札書比較価格（＝消費税及び地方消費税額を除いた本体価格）は 27,272,000 円であり、見積書記載の見積金額（税抜）は 27,170,000 円、消費税及び地方消費税額を合わせた合計は 29,887,000 円である。これら予定価格調書、電通提出の見積書及び電通宛の見積依頼書（案）の日付はいずれも令和元年 5 月 13 日であり、電通提出の見積書のみ日付が手書きで記載されている（なお、電通提出の見積書で手書きされているのは日付のみである）。

本契約に関して見積書を提出したのは電通 1 社のみであるが、市川市財務規則第 112 条第 1 項は、同項各号列举の 3 つの場合を除き、随意契約による時は 2 人以上の者から見積書を徴さなければならないとしている。本件の場合、1 人の者から見積書を徴すればよい場合として考えられるのは、「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時」（同項第 1 号）又は「2 人以上から見積書を徴することが適当でないと認めるとき」（同項第 3 号）だが、前述のシティセールスの特性からして、本契約はそのいずれにも該当しない。

したがって、本契約において、市川市が電通 1 社からしか見積書を徴していないことは、市川市財務規則の当該条項に違反するものである。

そもそも、本契約の委託金額と見積書記載の見積金額とは同額であり、これと

入札予定価格との差額は、本体価格ベースでわずか 102,000 円 (27,272,000 円－27,170,000 円)、入札予定価格に対する見積金額の割合 (見積率) は実に 99.63% である。本契約につき 2 号随意契約による旨が起案されている執行伺の起票日は令和元年 5 月 10 日 (金曜日) であり、予定価格調書、見積依頼書及び見積書の日付は前述のとおり同年 5 月 13 日 (月曜日) であって、この間の 2 日間は土曜日と日曜日である。さらに、見積依頼書と同日の日付で提出されている電通の見積書の日付は手書きである。そして、5 月 16 日 (木曜日) に起票された契約締結伺は 5 月 20 日 (月曜日) に起案、同日付で本契約が締結されていることからすれば、企画部企画課、財政部契約課及び財政課の 2 部 3 課、部長級までの決裁が 1 日以内で行われていることになる。こうした経緯からすれば、約 3,000 万円規模の随意契約として行われた本契約の締結手続はあまりに拙速に進められたものと言わざるを得ず、邪推すれば、そもそも電通の見積書は一連の手続の開始以前に提出され、これに基づいて入札予定価格の積算が行われた「電通ありき」の契約ではないかという疑問も生じうる。本契約に係る締結手続については、こうした「不当」の要素もあることを付言しておく。

以上のとおり、本契約は前述の地方自治法施行令及び市川市財務規則の所定の要件及び手続を充足せずに随意契約として締結された違法・不当なものであって、正当・公正な手続の下で行われた場合に比べて市川市の支出が過剰となったおそれがある。

よって、監査委員においては、市長に対し、当該違法状態を速やかに是正するとともに、今後同様の違法・不当な契約が締結されることのないよう、必要な措置を速やかに講ずべきことを勧告することを求めるものである。

2 請求書に添付された事実証明書

- (1) 株式会社電通との連携等に関する協定の締結について (伺い)
- (2) 市川市と株式会社電通との連携等に関する協定書
- (3) いちかわ未来創造事業の P R 等に関する包括的支援委託 (執行伺)
- (4) いちかわ未来創造事業の P R 等に関する包括的支援委託 契約書

第 3 請求人への証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第 242 条第 6 項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人からいずれも行わないとの申出があった。

第4 監査の実施

1 監査の対象事項

本件請求書の内容から、次の委託契約（以下「本件契約」という。）の締結を監査対象とする。

- (1) 契約日 令和元年5月20日
- (2) 委託事務 いちかわ未来創造事業のPR等に関する包括的支援委託
- (3) 委託金額 29,887,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,717,000円)
- (4) 相手方 株式会社電通（以下「電通」という。）

2 監査対象部署

企画部企画課及び財政部契約課

3 関係職員の陳述の聴取等

企画部企画課及び財政部契約課に対して関係資料の提出を求め、令和2年3月9日に、関係職員から陳述を聴取した。

第5 監査の結果

今回の請求を受け、請求書、事実証明書のほか、関係職員の陳述聴取、関係資料等をもとに監査を実施した。その結果は次のとおりである。

主 文 本件請求を棄却する。

理 由 以下のとおり。

1 事実の認定

(1) 電通との協定について

本件契約の締結以前に、本市は、平成31年4月10日、電通との間で、請求人が指摘する「市川市と株式会社電通との連携等に関する協定書」を締結しているが、関係職員の陳述によれば、同協定は、様々な地域の課題の解決に向けた協力体制を構築するものであり、本件契約は、下記(3)イ③(7頁)のとおり、「いちかわ」のブランディングを目的としたものであることから、本件契約を締結するために協定を締結したのではなく、直接の関係はないとのことである。

(2) いちかわ未来創造会議について

いちかわ未来創造会議（以下「未来創造会議」という。）は、本市が「いちかわ

未来創造会議設置規約」（以下「規約」という。）に基づき平成31年4月11日に設置した産学官連携のコンソーシアム（民間企業・教育研究機関・地方公共団体による共同事業体）である。

本件契約書の仕様書によると、電通は、未来創造会議にオブザーバーとして参加し、また、未来創造会議の活動内容等をPRすることとなっている。

ア 未来創造会議の設置の理由

関係職員の陳述によると、未来創造会議を設置した理由について次のとおり説明があった。

市長は、就任当初から、新たな発想やモノの見方に触れる機会の獲得を目的として、様々な分野の企業や団体との協力関係の構築に積極的であり、その考えは、「新たな価値を創出するために自らの経営資源だけでなく、外部の経営資源を使う」とした市川市経営方針（平成31年4月）にも表れている。

本市は、アメリカ合衆国で設立されたシンギュラリティ大学が「指数関数的に進化するテクノロジーは、豊かな未来を築く」との理念に基づき世界が直面する諸課題の解決を目指していることに共感し、シンギュラリティ大学との連携を模索する中で、同大学と同じ理念に基づく未来創造会議を設置した。

未来創造会議は、飛躍的に進歩する先進的技術を活用し、便利で暮らしやすいまちの実現を図るため、本市がイノベーションハブ（革新的なサービス等を生み出し、それらを市場展開する技術的知見等を有する企業を中心とするイノベーションが集う基盤）となり、多様な知見を集め、本市が先進的な取組の発信源となり、その恩恵を市民、そして社会全体に広げていくものである。また、社会実証実験など、民間事業者との協業を継続的に行い、地域社会や市民生活において、行政だけでは容易に解決できなかった課題を解決していくものである。

イ 規約の主な内容

規約の主な内容は次のとおりである。

未来創造会議の目的は、産学官の連携を通じ、先進的技術や斬新な発想に基づく既存技術の組み合わせ等を活用することで、社会課題を解決し、便利で暮らしやすいまちの実現を図ることである（規約第2条）。

未来創造会議は、その目的を達成するため、次の事業を行うこととしている（規約第3条）。

- ① 先進的技術等の発掘及び育成に関すること。
- ② 社会課題の解決に向けた実証実験の推進に関すること。
- ③ 産学官の連携の推進に関すること。
- ④ 技術革新を生み出す次世代の人材育成に関すること。
- ⑤ その他未来創造会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

未来創造会議は、代表会員と協力会員で構成される（規約第4条）。

代表会員は、未来創造会議の目的及び事業に賛同して入会した個人で会議の運営を主体的に実施するものであり、協力会員は、未来創造会議の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体で産学官の連携を推進するものである。

ウ 未来創造会議の主な取組内容

市公式Webサイト及び関係職員の陳述によれば、令和元年度は、生活満足度の向上と市民の誇りの醸成を目指すためのプロジェクトとして、「**ICHIKAWA COMPANY**」を立ち上げた。このプロジェクトの一環として、地域が抱える課題を解決し、地域住民にとって便利で暮らしやすいまちの実現を図るため、「健康なまちづくり」をテーマに社会実証実験を行うに当たり、コオロギ粉末の経口摂取による腸内環境改善効果の実証を行う会社など13者を社会実証実験の認定者として決定し、実証実験を行っている。

(3) 本件契約について

ア 契約事務の手續

関係職員の陳述及び関係書類に基づき本件契約の契約手續を確認したところ、次のとおりである。

① 令和元年5月10日、企画部企画課職員が執行伺（予算を執行することの伺い）を起案し、同月13日、財政部長の決裁を受けた。

当該執行伺において、契約方法は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の随意契約とする旨、選定業者は電通とする旨の記載がある。業者選定（随意契約）の理由は下記ウ①（8頁）のとおり。

② 同月13日、企画部長は、予定価格調書を作成した。

予定価格は、「千葉県 積算基準（平成31年3月1日）」の単価などにより積算している。

③ 同月13日、企画部企画課職員は、見積依頼をすることについて起案をし、同日、企画課長の決裁を受けた。見積依頼書において見積書の提出期限は同月15日となっている。

関係職員の陳述によれば、同月13日の当該決裁後、企画部企画課職員が電通担当者に対して電話にて仕様内容を伝達し、同月14日、電通担当者が来庁した際に見積依頼書を渡すとともに、「令和元年5月13日」付けの見積書の提出を受けたとのことである。なお、電通以外に見積依頼をした会社はない。

④ 同月16日、企画部企画課職員は、契約締結伺を起案し、同月17日、財政部長の決裁を受けた。

当該契約締結伺において、契約方法は、執行伺と同様に、令第167条の2第1項第2号との記載がある。随意契約の理由は下記ウ①（8頁）のとおり。

なお、本件請求書には、契約締結伺の起案日が同月 20 日である旨記載があるが、実際に決裁で回付された契約締結伺を確認したところ、同月 16 日であることを確認した。

- ⑤ 支出負担行為（法に基づき行うもので、経費の支弁義務を発生させるための基本事項の確認的行為）についても、契約締結伺と同様に、同月 16 日、企画部企画課職員が起案し、同月 17 日、財政部長の決裁を受けている。
- ⑥ 同月 20 日、本市は、電通との間で本件契約を締結した。

以上の経緯をまとめると次の表のとおりである。

	事務内容	月 日	実質日数 (土日除外)
①	執行伺 起案	令和元年 5 月 10 日 (金)	1 日目
	〃 決裁	令和元年 5 月 13 日 (月)	2 日目
②	予定価格調書の作成	令和元年 5 月 13 日 (月)	2 日目
③	電通へ仕様内容を電話で伝達	令和元年 5 月 13 日 (月)	2 日目
	電通へ見積依頼書を提出 電通から見積書の提出	令和元年 5 月 14 日 (火)	3 日目
④	契約締結伺・支出負担行為	令和元年 5 月 16 日 (木)	5 日目
⑤	起案	令和元年 5 月 16 日 (木)	5 日目
	〃 決裁	令和元年 5 月 17 日 (金)	6 日目
⑥	電通との契約締結	令和元年 5 月 20 日 (月)	7 日目

※表中の左側の番号①～⑥は、表の前の説明文の番号と対応している。

※契約手続が短期間で行われた旨本件請求書に記載があることから、執行伺の起案日を 1 日目として契約締結までの日数（土日を除く。）を「実質日数」の欄に記載した。

イ 契約の主な内容

契約の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 委託期間
令和元年 5 月 20 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
- ② 委託金額
29,887,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,717,000 円）
- ③ 目的（仕様書 4(1)）
本市の魅力・価値の更なる向上を図ることを目的に、未来創造会議や本市の

先進的な取組を市内外にアピールするなどの活動を行うプロジェクトを立ち上げ、「いちかわ」のブランディング（価値のあるイメージ・個性をつくりあげ、社会的認知度を高めることをいう。）を行う。

④ 主な委託内容（仕様書 5 及び 6）

電通は、未来創造会議にオブザーバーとして参加するとともに、「いちかわ」のブランディングに関する戦略骨子を策定した上で、当該骨子に基づき以下の項目において諸課題を整理し、それらの解決策を検討しながら業務の実施を行うこととする。

（ア） ブランディング戦略骨子の策定

誰に対して、どのように未来創造会議や本市の先進的な取組のブランディングを実施するのか等の現状調査及び分析を実施し、他都市と差別化された独自の取組を発展できるようブランディング骨子案を作成する。

（イ） ブランディングに関する基本的な要素の企画立案

価値のあるイメージ・個性のもととなるデザインやストーリーの基盤をつくるとともに、未来創造会議や本市の先進的な取組を効果的に発信するため、キーコンセプト、ネーミング、ロゴ、キービジュアルを開発する。

（ウ） メディア等に対する PR 活動

未来創造会議や本市の先進的な取組をまとめ、ニュースとしてインパクトのあるプレスリリース案を作成し、複数メディアに効果的な拡散ができるよう多面的な広がり考えたニュース配信に努めるとともに、未来創造会議や本市の先進的な取組をメディアで報道として取り上げてもらえるよう、メディア関係者へのプロモート活動を行う。

（エ） 未来創造会議や本市の先進的な取組をまとめたウェブサイトの開設、更新及び運用支援

効果的な情報発信ができるよう専用のウェブサイトを開設、更新する。

（オ） プロジェクトの管理

プロジェクトの実施計画の策定、進捗管理、定例会議を行う。

ウ 随意契約の理由

① 執行伺及び契約締結伺に記載された随意契約の理由（原文のまま）

本委託は、「いちかわ未来創造会議」の活動内容・成果のほか、本市が進める先進的な取り組みを、市内外にアピールし、国内外の多様な技術や知見を有する人材を惹きつけるなど、「いちかわ」の社会的価値を高めることを目的としている。

そのため、この契約の相手方としては、先ず国内外に広くネットワークを有し、世界規模での情報の発信が可能であること、また、「いちかわ未来創造会議」や本市が進める先進的な取り組みの背景にある理念を共有していることが求められる。

前者については、当該事業者は、145以上の国・地域で広範なネットワークを構築する国内最大手の広告代理店であり、また、自社でスタートアップ支援プログラムを手掛けており、国内6,000社、海外5,000社を超える様々な企業とのネットワークも有していることから、条件を十分に満たしていると言える。

次に、後者の理念の共有についてであるが、いちかわ未来創造会議のほか本市が実施する先進的な取り組みは、「指数関数的に進化するテクノロジーは、豊かな未来を築く」との理念に基づき、先進的な技術の活用等により地域課題を本質的に解決することを目的としたものである。

また、当該事業者は、全米上位500企業のうち30社以上が集う会員コミュニティであるイノベーションパートナーシッププログラム（IPP）に日本の広告代理店として唯一参加している。

このIPPに参加している企業は、上述の理念を共有し、社会を変革させようとするコミュニティを世界中に広げていることから、このような企業と協力関係を築くことにより、地域課題を本質的に解決するとともに、そのプロセスを市内外に発信することができることとなる。

つきましては、当該事業者を本契約の相手方として選定してよろしいか伺うものです。

② 関係職員からの補足説明

関係職員の陳述によると、本件契約は未来創造会議の活動内容や本市の先進的な取組を市内外にアピールし、国内外の多様な技術や知見を有する人材を惹きつけるなど、「いちかわ」の社会的価値を高めることを目的としているものであることから、電通を窓口としてイノベーションパートナーシッププログラム（内容は11頁のとおり）参加企業が未来創造会議へ参加することも視野に入れており、これも随意契約の理由であると補足説明があった。

2 監査委員の判断

以上の関係資料及び関係職員の陳述聴取等に基づき、以下の点を着眼点として本件請求について判断する。

着眼点

- 1 本件契約を随意契約で締結したことについて、違法・不当な点は認められるか。
- 2 本件契約の事務手続について、違法・不当な点は認められるか。
 - (1) 見積書の徴収について
 - (2) 契約手続が短期間で行われたことについて
 - (3) 予定価格の設定について
- 3 本市に損害が生じているか。

着眼点1 本件契約を随意契約で締結したことについて、違法・不当な点は認められるか。

(1) 普通地方公共団体における契約の締結方式

請求人は、執行伺において電通は本件契約の相手方として適格性を有していることは述べられているものの、履行できる事業者が電通のみであるとは必ずしも説明されていないこと、かつ契約内容からすると、広くアイデアを募り、競争と取捨選択の中で進める契約が望ましく、令第167条の2第1項第2号に該当しないと主張している。

法第234条第1項において、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りによると規定し、同条第2項では、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定した上で、令第167条の2第1項では、随意契約できる場合の事由を限定している。これは、普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札を原則とし、他の方式は例外とするものであると理解されている。

そして、そのような例外的な方法の1つである随意契約による場合は、手続が簡略で経費の負担が少なくすみ、しかも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右され、契約の適正な価格形成を妨げるおそれがあるという短所も指摘され得ることから、法は、一定の場合に限定して随意契約の方法による契約の締結を許容したものと解することができる。

(2) 本件契約を随意契約で締結したことについて

本件契約は、随意契約を認める理由の1つとされている令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」という要件に該当すると市長（契約担当者）が判断して締結したものであるため、この判断が違法・不当なものであったかどうかについて検討する。

上記1(3)イ③（7頁）で述べたとおり、本件契約の目的は、本市の魅力・価値の更なる向上を図るために、未来創造会議や本市の先進的な取組を市内外にアピールするなどの活動を行うプロジェクトを立ち上げ、「いちかわ」のブランディングを行うことであるところ、以下の点で、本件契約は競争入札に適しないものと認められる。

① 電通は、未来創造会議や本市の理念の内容を理解していると認められること

本件契約のブランディングに関する戦略骨子の策定や企画立案には、発注者の意図を十分に理解する必要がある。そのため、未来創造会議や本市が進める先進的な取組の背景にある「指数関数的に進化するテクノロジーは、豊かな未来を築く」という理念をよく理解しているものに委託すれば、それだけ本市の目的に沿った戦略骨子の策定等ができることと判断することができる。この点について、電通は、イノベーションパートナーシッププログラム（以下「IPP」という。）に、日本の広告代理店として唯一参加している。

このIPPは、シンギュラリティ大学等が主体となって提供しているプログラムで、全米企業の売上高上位500社のうち30社以上の企業等が参加しており、同大学の「指数関数的に進化するテクノロジーは、豊かな未来を築く」という理念に基づき、参加者それぞれが持つ技術や知見を持ち寄り、情報交換等を行うことにより、環境や食糧、貧困などの社会的な諸課題の解決に向けた取組を進めるためのものである。

電通は、このIPPに参加していることから、未来創造会議や本市の先進的な取組の背景にある理念をよく理解しているといえる。また、本市は、このようなIPPに参加している企業が未来創造会議へ参加することも視野に入れていることから、電通が参加の窓口となることを期待していることが認められる。

これらのことを踏まえると、市長（契約担当者）が、電通以外の事業者へ委託をした場合、委託の目的を達成することが困難であると判断したことには合理性があり、本件契約は競争入札に適しないものであると認められる。

② 電通は、専門的知見を有していると認められること

ブランディングに関する戦略骨子の策定や企画立案、未来創造会議へオブザーバーとして参加することには、未来創造会議が目指す「産学官の連携を通じ、先進的技術や斬新な発想に基づく既存技術の組み合わせ等を活用することで、社会課題を解決し、便利で暮らしやすいまちの実現を図る」（規約第2条）こと

についての専門的な知見を必要とする。この点について、電通は、参加者それぞれが持つ技術や知見を持ち寄り、情報交換等を行うことにより環境や食糧、貧困などの社会的な諸課題の解決に向けた取組を進める I P P に参加していることから、産学官の連携により快適な市民生活を送る上での課題の解決に取り組むことについての専門的知見を有しているといえるので、市長（契約担当者）が、電通以外の事業者に委託をした場合、委託の目的を達成することが困難であると判断したことには合理性があり、本件契約は競争入札に適しないものであると認められる。

③ 電通は、広範なネットワークを有していると認められること

本件契約は、ブランディングにより、本市の取組に賛同する事業者や研究者が本市に集まることなどを目的としているため、広範なネットワーク、企業の支援に関する幅広い経験及び P R に対する十分な実績を有していることが必要不可欠と考えられる。この点について、電通は、145 以上の国、地域で広範なネットワークを構築し、国内 6,000 社、海外 5,000 社を超える様々な企業とのネットワークを有しており、企業のスタートアップ支援プログラムを手掛けていること、国内広告業界において売上高、売上総利益等において同業他社の追随を許さない国内最大手の広告代理店であることが認められるので、電通が最適な契約の相手方であると市長（契約担当者）が判断したことには合理性がある。

以上に照らせば、市長（契約担当者）において令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断して随意契約を締結したことに違法・不当な点はないと判断する。

(3) 市長（契約担当者）の裁量権について

次に、市長（契約担当者）の裁量権の観点から、本件契約が令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」との要件に該当すると市長（契約担当者）が判断したことの適否について検討する。

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、最高裁昭和 62 年 3 月 20 日第二小法廷判決（民集 41 卷 2 号 189 頁）によると、「普通地方公共団体が契約を締結するに当たり競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難とはいえないとしても、当該契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる場合には、右契約の締結は、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 1 号（現 2 号）にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当する。」とされている。

そして、令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するかどうかの判断については、契約担当者の合理的な裁量に委ねられており、この裁量判断に当たっては当該地方公共団体における政策決定又は政治的要素を考慮することも許容され、当該契約担当者の判断が明らかに不合理であると認められる場合以外は直ちにこれを違法とするのは相当ではないとされている（山口地裁平成4年3月5日判決・判タ793号150頁、新潟地裁平成13年3月16日判決・判例地方自治217号59頁）。

本件契約は、前記(2)①～③で述べた事情を勘案すると、不特定多数の者に入札の参加を求め、競争原理に基づいて契約の相手方を決定することよりも、随意契約により契約することが、委託の目的を達成する上でより妥当であり、ひいては本市の利益、市民の福祉に寄与すると市長（契約担当者）が判断したことが明らかに不合理であるということとはできない。

よって、市長（契約担当者）において令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断して随意契約を締結したことは、その裁量権を逸脱・濫用したものということとはできないので、法令の規定に反し違法であるということとはできないし、また、不当であるとする理由も見当たらない。

着眼点2 本件契約の事務手続について、違法・不当な点は認められるか。

(1) 見積書の徴収について

本件契約においては、請求人の指摘するとおり、電通以外の者から見積書を徴していない。

市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第112条第1項は、「市長は、随意契約によるときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人の者から見積書を徴するものとする。」と規定し、第1号は「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。」、第2号は「市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がある物品を購入するとき。」、第3号は「2人以上から見積書を徴することが適当でないと認めるとき。」と規定している。つまり、随意契約の場合は、複数人から見積書を徴することが原則であるが、これらの各号のいずれかに該当する場合は、1人の者から見積書を徴することで足りるとされている。

上記1(3)イ③（7頁）で述べたとおり、本件契約の目的は、本市の魅力・価値の更なる向上を図るために、未来創造会議や本市の先進的な取組を市内外にアピールするなどの活動を行うプロジェクトを立ち上げ、「いちかわ」のブランディングを行うことであるところ、電通は、①未来創造会議や本市が進める先進的な取組の背景にある「指数関数的に進化するテクノロジーは、豊かな未来を築く」という理

念をよく理解していると認められること、② I P Pに参加していることにより専門的知見を有していると認められること、③同業他社と比較して抜きんでた広範なネットワークを有していることから、委託の目的を十分に達成できる者は電通しかいないと認め、契約の相手方は電通に特定されると判断し、同項第1号の「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。」に該当すると判断したことには合理性が認められる。

よって、本件契約において見積書を電通からしか徴していないことについて、違法・不当な点はないと判断する。

(2) 契約手続が短期間で行われたことについて

請求人は、執行伺の起案から契約の締結までが短期間（休日を除くと実質的に7日間）で行われたことを踏まえ、「約3,000万円規模の随意契約として行われた本契約の締結手続はあまりに拙速に進められたものと言わざるを得ず、邪推すれば、そもそも電通の見積書は一連の手続の開始以前に提出され」たのではないかと主張している。

このことについては、①執行伺と契約締結伺の決裁がそれぞれ休日を除いて2日間で終わったことと、②見積書の提出時期の2点について確認をする必要がある。

まず、①については、企画部企画課職員が事前に契約所管部署の担当者、審査者及び決裁者に本件契約の説明を行うなど、確実に決裁を進められるよう準備を行っていた結果であることを確認した。

次に、②については、令和元年5月13日、執行伺・見積依頼の決裁後に電通担当者に対して電話にて仕様内容を伝え、同月14日、電通担当者が来庁した際に「令和元年5月13日」付けの見積書を受け取ったものであることを確認した。また、電話で見積依頼をした翌日に見積書が提出された理由は、平成30年度の予算編成時期を含め、電通担当者に本市で委託したい内容がある程度口頭で伝えていたことによるものであることを確認した。

よって、事務手続が短期間で行われたことに違法・不当な点はないと判断する。

(3) 予定価格の設定について

予定価格は、市が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準としてあらかじめ作成する価格をいう。

予定価格の積算方法は、市川市財務規則第98条第2項により、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定しなければならないこととされている。

請求人は、消費税及び地方消費税を含まない入札書比較価格（27,272,000円）

と見積金額（27,170,000円）との差額がわずか102,000円であること、入札書比較価格に対する見積金額の割合は99.63%であることから、契約手続の開始以前に、電通から見積書が提出され、これに基づいて予定価格を積算したのではないかと主張している。

しかしながら、本件契約の予定価格は、その積算に当たって企画部企画課が作成した「概略設計書」によると、①直接人件費は、千葉県積算基準に従って技術者単価に予定作業数を乗じて算定、②直接経費は、業務処理に必要な経費を算定、③その他原価は、千葉県積算基準に基づき、直接人件費に一定の率を乗じて算定、④一般管理費等は、千葉県積算基準に基づき、業務原価（直接人件費、直接経費及びその他原価）に一定の率を乗じて算定している。

これは、全庁的に採用している本市の委託料を算定する際に用いられるもので、他の委託料の算定方法及び経費率と比較しても同様であることからすれば、本件契約の予定価格の積算は妥当といえることができる。

よって、本件契約の予定価格は、千葉県積算基準等による積算方法に基づいた本市共通の積算であるため、予定価格の設定に違法・不当な点はないと判断する。

着眼点3 本市に損害が生じているか。

請求人は、本件契約は「地方自治法施行令及び市川市財務規則の所定の要件及び手続を充足せずに随意契約として締結された違法・不当なものであって、正当・公正な手続の下で行われた場合に比べて市川市の支出が過剰となったおそれがある」と主張している。

しかしながら、これまで述べたとおり、本件契約の契約方法等には違法・不当な点は認められないので、本市に損害が生じているとはいえず、請求人の主張は認められない。

（結論）

以上の理由から、本件請求を棄却することを相当と認め、主文のとおり決定する。

第6 監査委員の意見

本件請求では、棄却することと判断したが、以下のとおり、意見を付す。

本市は、近年の情報技術の飛躍的な発展などに伴い、外部の力と強く結びつくことにより公共サービスを向上させることを目的に、シンギュラリティ大学との連携を検討してきた。同大学との連携を模索する中で、同大学と同じ理念に基づく未来創造会議を設置した。本件契約は、この未来創造会議や本市の先進的な取組を市内外にアピールすることにより、ブランディング（価値のあるイメージ・個性をつくりあげ、

社会的認知度を高めること)を行い、本市の取組に賛同する事業者や研究者が本市に集まること等を目的としている。

そのため、本件契約の相手方の選定にあたっては、理念をよく理解していることや専門的知見を相手方の必要不可欠の要素として求めていたことが認められる。

そして、この理念をよく理解していることや専門的知見は、資格や実務経験等では証明することが必ずしもできないことから、シンギュラリティ大学等が主体となって開催し、参加者それぞれが持つ技術や知見を持ち寄り、情報交換等を行うことにより、社会的諸課題の解決に取り組んでいる I P P に参加しているという事実をもって、その裏付けとしたものと認められる。

このことは、本監査における事実認定のプロセスにおいて明らかになったことであり、執行伺及び契約締結伺には、随意契約に至った理由、本件契約とシンギュラリティ大学及び I P P の明確な関連性、委託の目的を達成するために I P P を必要不可欠とした合理的理由の説明が不足していたことは否めない。

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることから、執行伺及び契約締結伺においては、随意契約に至った理由、委託の目的を達成するために必要不可欠とした要件及びその合理的理由等を明確に記載し、市民への説明責任が果たされているかについても厳格に審査することが必要である。

このことから、以後、契約事務のチェック機能を強化し、市民への説明責任が果たされるよう望むものである。